

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月14日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	復水ポンプ(A)吐出弁開操作時、当該弁操作スイッチの開側動作不良(操作スイッチが35%開から引っかかり開動作不能、閉操作は可能)が認められたため、対応検討。	G	
2	4号機	原子炉格納容器漏えい率検査の準備工程(昇圧後の測定データ確認)時、圧力抑制室内に設置されている露点温度計(3個)の指示値不良(指示値が低い)が認められたため検査を中断し、当該露点温度計検出器を交換。	G	
3	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)吸込弁開操作時、当該弁操作スイッチの開側動作不良(操作スイッチの動きに引っかかり、操作は可能)が認められたため、対応検討。	G	
4	4号機	制御棒駆動水圧系機能検査合格後の個々のデータ分析時、制御棒「02-19」の挿入時間(全引抜き位置から47ポジションリードスイッチONまでの所要時間)が他の制御棒より速いデータが認められたため、対応検討。	G	
5	3.4号廃棄物処理設備	濃縮廃液タンク(A)温水供給配管ドレン弁において、不良(弁棒のさびによる腐食から弁の開閉操作不可)が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
6	その他	入退域装置(廃棄物処理建屋チェックポイント、サイトバンカチェックポイント、固体廃棄物貯蔵庫チェックポイント)において、回線断が頻発し供給電源の自動切替が認められたため、当該装置を点検補修。	G	
7	その他	一次水処理設備における木戸川からの取水配管制水弁(No.7)ベース部(セメント)において、ヒビ及び一部剥離が認められたため、当該部を補修。	G	